

議案第 1 号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等の施行に伴
う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和3年2月12日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(野田市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 野田市国民健康保険条例（昭和43年野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

(野田市介護保険条例の一部改正)

第3条 野田市介護保険条例（平成12年野田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第9条第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力

を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。次号において同じ。)」に改める。

附 則

この条例は、令和3年2月13日から施行する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等の施行により、新型コロナウイルス感染症に係る定義規定として条例で引用している法令が改廃されることに伴い、関係規定を整理しようとするものである。

参考資料

新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年野田市条例第32号) (第1条関係)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)</p> <p>5 第12条第2項及び別表第3の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として、防疫手当を支給する。この場合において、別表第3(防疫手当に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)</p> <p>5 第12条第2項及び別表第3の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、職員が新型コロナウイルス感染症(<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)</u>第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として、防疫手当を支給する。この場合において、別表第3(防疫手当に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。</p>

○ 野田市国民健康保険条例 (昭和43年野田市条例第25号) (第2条関係)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>6 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))</u>である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>6 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))</u>である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷</p>

病手当金を支給する。

○ 野田市介護保険条例（平成12年野田市条例第7号）（第3条関係）

改正案	現行
<p data-bbox="279 432 371 463">附 則</p> <p data-bbox="225 468 786 575">（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p data-bbox="194 580 786 1182">第9条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この条において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第10条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p data-bbox="225 1187 786 1563">(1) <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次号において同じ。)</u>により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p data-bbox="225 1568 352 1599">(2) (略)</p>	<p data-bbox="898 432 991 463">附 則</p> <p data-bbox="844 468 1406 575">（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p data-bbox="813 580 1406 1182">第9条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この条において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第10条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p data-bbox="844 1187 1406 1487">(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)</u>により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p data-bbox="844 1568 971 1599">(2) (略)</p>